請負基本契約書

委託者______(以下、「甲」という。)と受託者株式会社レベルスタッフ(以下、「乙」という。)とは、以下のとおり、請負基本契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条 (目的·適用範囲)

本契約に定める規定は、甲乙間で締結される個別の請負契約(以下、「個別契約」という。)に対し共通に適用される。但し、本契約と異なる事項を個別契約で規定した場合は、 当該規定が本契約の規定に優先するものとする。

第2条 (請負作業の内容)

甲は以下の約定により、搬入荷場、祭事式典会場等の準備又は清掃その他の軽作業を乙に請け負わせることができ、乙はその注文に応じてこれを請け負うものとする。

第3条 (請負作業の発注方法)

- 1 甲は、乙に対し、乙所定の作業依頼申込書に基づいて請負作業を発注するものとし、当該 申込書以外の書面及び口頭による発注は認められない。
- 2 請負作業の内容は、甲からの作業依頼申込みの都度、甲乙協議の上、これを決定するものとする。
- 3 乙は、甲の作業依頼どおりに作業実施をすることができない場合は、前日(当日の作業依頼 の場合は当日の作業開始時間までとする。)までに、その旨連絡するものとする。 乙より当該連 絡がない場合、 乙は、甲の作業依頼申込のとおり当該依頼を承諾したものとする。

第4条 (請負代金の決定方法)

- 1 請負代金は、甲からの作業依頼申込みの都度、甲乙協議し、これを決定するものとする。
- 2 請負代金は、乙所定の請負代金表に基づいて決定するものとする。

第5条 (受注の拒絶・変更)

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合、乙は、甲の注文を拒絶もしくは変更することができる。
 - (1) 注文の内容が法律に違反し又は公序良俗に違反する場合
 - (2) 注文の内容が身体的危険を伴う場合
 - (3) 注文の内容が特別の資格又は高度の技術を必要とする等、軽作業の範囲を超えている場合
 - (4) 作業現場における乙の作業員の安全衛生につき配慮出来ない事を確認した場合
 - (5) 乙がやむを得ない事情により作業員を手配できない場合又は諸事情により乙の作業員 に欠員が生じた場合
 - (6) 遠隔、交通事情、時間帯(深夜早朝)等の理由で、乙が作業員を手配することが著しく 困難な場合
 - (7) 現実の作業の内容が注文の内容と著しく異なる場合
 - (8) 甲が本契約又は個別契約に違反した場合
 - (9) 不可抗力により、乙が本契約に基づく請負作業を履行できないとき
 - (10) その他乙が注文を拒絶もしくは変更する正当な理由がある場合
- 2 前項の規定により、乙が甲の注文を変更したことにより、当初の請負代金額が不相当となる場合は、甲乙協議の上、これを定める。
- 3 第1項の規定により、乙が甲の注文を拒絶もしくは変更したことにより、甲に損害が発生した としても、乙は、甲に対し、一切の責任を負わない。

4 第1項の規定により、乙が甲の注文を拒絶もしくは変更したことにより、乙に損害が発生した場合、甲は、乙に対し、損害を賠償する責任を負う。

第6条 (現場における指揮命令等)

- 1 本契約に基づく請負作業の履行は、甲及び乙の指定する現場責任者とで打合せを行った上で、乙の現場責任者が乙の作業員に指揮命令して行うこととし、甲は乙の現場 作業員に対し直接指揮命令してはならない。
- 2 乙の作業員は、本契約に基づいて請負作業を履行するにあたり、乙の社内規定、基準等を遵守することとする。
- 3 甲が第1項に反して、乙の現場作業員に対し、直接指示などしたことにより、甲又は乙、乙の作業員、第三者に損害を与えた場合、甲はその賠償の責を負うものとする。

第7条 (危険作業)

- 1 甲は乙に対し、その理由の如何を問わず、車両等の運転、作業機械及び電気工事等 の操作並びに高所での作業その他の危険作業を行わせてはならない。
- 2 甲が前項に反して、乙に危険作業を行わせたことにより、甲又は乙、乙の従業員、 第三者に損害を与えた場合、甲はその賠償の責を負うものとする。

第8条 (事故発生の防止)

甲は、乙の作業員が安全に作業できるように、乙へ事前に危険個所の通知をする。

第9条 (労働災害)

乙は乙の作業員の業務上の災害補償に関する労働災害保険に加入する。

第10条(危険負担)

天災その他自然的又は人為的な事象であって、甲又は乙のいずれにもその責めを帰することのできない事由(以下、「不可抗力」という。)により、本契約に基づく請負作業の出来形部分又は甲から支給又は貸与された工事器具もしくは支給材料(以下、「器具等」という。)などについて損害が生じたときは、甲がこれを負担する。

第11条(支給・貸与された器具等の破損等)

乙の作業員が、本契約に基づく請負作業の履行にあたり、甲から支給又は貸与された 器具等を破損もしくは滅失(以下、「破損など」という)させた場合、乙は、甲に対し、 次に定める場合を除き、甲に生じた損害を賠償するものとする。

- (1) 破損等が乙の作業員の故意又は重過失によるものでない場合
- (2) 破損等が不可抗力により生じた場合
- (3) 破損等が甲の注文又は指示により生じた場合
- (4) 破損等が本契約に定めた事項に反した甲の注文又は指示などにより生じた場合
- (5) 破損等が器具等の使用方法等について、甲が現場責任者に誤った指示又は説明等 をしたことにより生じた場合
- (6) 破損等が甲が乙の現場作業員に直接指示等したことにより生じた場合
- (7) 破損等が甲の支給又は貸与した器具等の性質もしくは瑕疵により生じた場合
- (8) 破損等が器具等の通常の使用による消耗により生じた場合

第12条(搬入物品の破損等)

1 甲が物品の搬入作業を乙に請け負わせる場合は、甲は乙に対し、予め書面にて、当 該物品の種類、名称、数量並びに物品が貴重品や高価品又は壊れやすいものである等 の場合はその旨及び取扱上の注意事項等、乙による破損等を防止する上で必要かつ十 分な事項を通知しなければならない。

- 2 甲が前項の通知を怠った場合又は当該通知の内容が誤っていた場合は、搬入物品の 破損等につき、乙は、故意又は重過失のない限り、その賠償の責を負わない。
- 3 第1項に定める場合の他、乙が甲より依頼を受けた作業を行う上で、損害発生防止 のために注意を要する事項がある場合は、甲は、乙に対し、予め書面にて、損害発生 防止のために必要かつ十分な事項を通知しなければならない。
- 4 甲が前項の通知を怠った場合又は当該通知の内容が誤っていた場合は、搬入物品の 破損等につき、乙は、故意又は重過失のない限り、その賠償の責を負わない。
- 5 甲が乙に対し第1項及び第3項の通知を適切に履行していたにもかかわらず、乙が搬入物品を破損等させた場合、乙は、次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、その責任を負うものとする。なお、この場合、次条第2項及び同第3項を準用する。

第13条 (第三者等に対する責任)

- 1 前2条以外の場合で、乙の従業員が、本契約に基づく請負作業中に、甲又は第三者に損害を発生させた場合は、次に定める場合を除き、乙がその責任を負うものとする。
 - (1) 損害が乙の作業員の故意又は重過失によるものでない場合
 - (2) 損害が不可抗力により発生した場合
 - (3) 損害が甲の注文又は指示により発生した場合
 - (4) 損害が本契約に定めた事項に反した甲の注文又は指示などにより発生した場合
 - (5) 損害が甲の注文又は指示などに過失があったことにより発生した場合
 - (6) 損害が甲が乙の現場作業員に直接指示等したことにより発生した場合
 - (7) 損害が甲の支給又は貸与した器具等もしくは搬入などした物品等の性質もしく は瑕疵により発生した場合
 - (8) 損害が器具等の通常の使用による消耗に基づいて発生した場合
- 2 前項各号のいずれかに該当し乙がその責任を負わないときは、甲がその処理解決にあたる。
- 3 損害が甲乙双方の責任によって発生したと認められる場合は、甲乙誠意をもって協議 の上、責任の負担割合を決定するものとする。

第14条(賠償制限)

乙が甲に対して損害賠償責任を負担する場合、その損害賠償額は、甲との個別契約に基づいて乙が受領した、損害が発生した月の直前12カ月分(甲乙間の取引が12カ月未満の場合は実際に取引のあった月数分とする。)の請負代金の50%を上限とする。

第15条(瑕疵担保責任)

乙は、本契約に基づく仕事の目的物について、瑕疵担保責任を一切負わないものとする。

第16条(有料職業紹介サービス)

乙の社員を契約期間中に直接採用したい場合は、事前に、当社に必ず連絡を入れる。 その上で、当社の有料職業紹介サービスを利用すること。

第17条 (請負代金の支払期限)

甲の乙に対する請負代金の支払期限は以下のとおりとし、乙に現金を持参するかもしくは乙の指定する銀行口座に振込んで支払う。但し、振込手数料は甲の負担とする。 毎月末日締め / 翌月末日支払)

第18条 (期限の利益の喪失)

甲が次の各号のいずれかに該当したときは、乙の通知又は催告を要せず、甲は当然に期限の利益を失い、甲は、乙に対し、請負代金その他の債務全額(既払金があれば控除する。)を直ちに支払う。

- (1) 甲が請負代金の支払を怠ったとき
- (2) 甲が、第三者から、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立てを受けたとき
- (3) 甲が国税滞納処分又はその例による差押えを受けたとき
- (4) 甲につき支払停止があったとき
- (5) 甲が破産、民事再生又はこれらに類する手続開始の申立てをなし、若しくは申立てを 受けたとき
- (6) 甲の振出、裏書、保証に係る手形・小切手が不渡りとなり、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (7) 乙の責めに帰すべき事由によらずに、甲の所在が不明になったとき

第19条(遅延損害金)

甲が第17条の請負代金の支払を遅滞し又は前条により期限の利益を失ったときは、甲は、乙に対し、支払遅滞額及びこれに対する当該支払日又は期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年14.6パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。

第20条 (キャンセル料)

個別契約が締結された後、甲が本契約もしくは個別契約に違反したこと又は甲の都合等の甲の責めに帰すべき事由により、本契約もしくは個別契約の履行が不能となった場合は、甲は、乙に対し、別に定めるキャンセル料を支払うものとする。

第21条(有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも、本契約を終了する旨の書面による通知がないときは、本契約は同一の条件にて更に1年間の更新されるものとし、以後も同様とする。

第22条(管理責任)

- 1 乙は、委託業務を行うこあたり、業務処理計画の立案、作業者の配置、労働時間、企業秩序の維持・確保等に関する指示その他の管理を自ら行うものとする。また、乙は、本契約の本旨に従い善良なる管理者の注意をもつて委託業務を行うものとする。
- 2 乙は、乙の作業者に対し、労働基準法で定める使用者の責任ならびに、労働者災害補 償保険法及び労働保険の保険料の徴収に関する法律で定める事業主の責任を負うものとす る。

第23条(解除)

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合、乙は、催告その他何らの事前の手続きを経ることなく、直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 甲が請負代金の支払を怠ったとき
 - (2) 第5条第1項各号のいずれかに該当する場合
 - (3) 甲が、第三者から、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立てを受けた場合
 - (4) 甲が破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これらに類する手続開始の申立て を行った場合や解散した場合、若しくはこれらの申立てを受けた場合

- (5) 甲が国税滞納処分又はその例による差押えを受けた場合。
- (6) 甲の振出、裏書、保証に係る手形・小切手が不渡りとなり、又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (7) 甲につき支払停止、支払不能その他これらに類する甲の信用悪化状態が生じた場合
- (8) その他本項各号に準ずる事由により、乙が本契約を継続しがたいと認める正当な理由がある場合
- 2 前項の規定により、乙が本契約及び個別契約の全部又は一部を解除したことにより、甲に損害が発生したとしても、乙は、甲に対し、一切の責を負わない。
- 3 第1項の規定により、乙が本契約及び個別契約の全部又は一部を解除したことにより、乙に 損害が発生した場合、甲は、乙に対し、損害を賠償する責を負う。

第24条(反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、本契約の締結時において、自己又は自己の役員等〔甲又は乙の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わず、これらの者と同等以上の支配力を有する者(以上の者を含めて以下、「役員等」という。)を含む。〕が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他のこれらに準ずる者(以下、これらを「反社会的勢力」という。)に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって該当しないことを確約する。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 甲及び乙は、自ら又は役員等が、第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲又は乙の信用を毀損し、又は甲又は 乙の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲又は乙は、相手方が反社会的勢力もしくは第1項各号の事項又は前項各号の行為に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、相手方の求めに応じその調査に協力し、このために必要であると相手方が判断する資料を提出しなければならない。
- 4 甲又は乙は、相手方が反社会的勢力もしくは第1項各号の事項又は第2項各号の行為に 該当すると判明した場合、直ちに本契約等の解除等の措置をとることができる。
 - (1) 甲又は乙は、催告その他の手続を要することなく、本契約等のみならず相手方との間のすべての契約を直ちに解除することができ、解除した場合には、すべての取引等により生じた一切の債務について、当然に期限の利益を喪失するものとし、相手方は当該債務を直ちに弁済しなければならない。
 - (2) 甲又は乙は、前号の規定により、契約を解除した場合、相手方に発生した損害を賠償する責を負わない。
 - (3) 第1号の規定により甲又は乙が契約を解除した場合、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第25条(連帯保証人)

甲の連帯保証人は、本契約又は個別契約に基づいて甲が乙に対して負担する一切の債務の履行について、連帯してその保証の責めに任ずる。

第26条(管轄裁判所)

甲及び乙は、本契約及び個別契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第27条(協議)

本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙署名捺印(記名押印)の上、各自各 1 通を保有する。

 年 月 日

 委託者(甲) 住 所

 氏 名

 申

 連帯保証人 住 所

 氏 名

 申

 受託者(乙) 住 所 東京都千代田区内神田1丁目11-11

 氏 名 株式会社レベルスタッフ 代表取締役 八伏 秀明 申